

入札公告

沖縄県立博物館・美術館 博物館常設展示室映像コンテンツ等掲示機器の修繕について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年9月29日

沖縄県立博物館・美術館 館長 田名 真之

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 沖縄県立博物館・美術館 博物館常設展示室映像コンテンツ等掲示機器の修繕
- (2) 契約の内容 沖縄県立博物館・美術館の博物館常設展示室映像コンテンツ等掲示機器の修繕業務。その他の詳細については、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 実施場所 沖縄県立博物館・美術館 那覇市おもろまち3丁目1番1号
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和2年12月25日まで

2. 競争入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請期限日から本業務の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者
- (4) 次の各号に該当しないこと。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - ② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険等に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働関係法令を遵守していること。
- (9) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3. 入札の日時・場所

- (1) 入札日： 令和2年10月14日 10時00分
- (2) 入札場所： 沖縄県立博物館・美術館 3階 博物館研修室

4. 申請書等の提出及び競争入札参加資格の審査等

本競争入札の参加希望者は、下記（1）に係る資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

但し、沖縄県一般競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、登録されていることを証

する書類の写しを提出すれば、③及び④は省略可。

(1) 提出する書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（以下、申請書という。）
- ② 社会保険に加入していることが確認できる書類
・社会保険料納入証明書、厚生労働省からの納付書 等
・加入義務がない場合は「社会保険に加入義務がないことについての申出書」を提出
- ③ 登記事項証明書（法務局が発行する全部事項証明書(謄本)で申請日の前3ヶ月以内に交付されたもの)
- ④ 県税に未納がないことを証する書類
・都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書（発効後3か月以内のもの）

(2) 提出期間等

- ① 提出期間
公告の日から令和2年10月6日までの午前9時から17時まで。（必着）
- ② 提出場所
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1 沖縄県立博物館・美術館 博物館班 菊川
TEL：098-851-5401 FAX:098-941-3650
- ③ 提出方法
持参又は郵送
- ④ 確認結果通知
令和2年10月9日までに書面で通知する。

(3) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を有してから契約締結日までとする。

(4) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

- ① 商号又は名称
- ② 住所また所在地
- ③ 氏名（法人にあたっては、代表者の氏名）
- ④ 使用印鑑
- ⑤ 法人にあっては資本金
- ⑥ 電話番号

(5) 資格の取り消し等

- ① 入札参加の資格を有する者が2. のいずれかの要件を満たさない状態に至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- ② 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者に資格の取り消しの旨を通知する。

(6) 資格の適用

この入札に参加する者の資格は、本業務にかかる入札に限り適用する。

5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の規定により、見積もる契約金額（消費税込）の100分の5以上の金額を県に納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。

- ① 保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

（2）契約保証金

沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額（税込）の100分の10以上の金額を県に納付すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

- ① 保険会社との間に本県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- ② 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合。

6. 入札書に記載する金額

- (1) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札額とする。

7. 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、陰影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない入札

8. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約できるものとする。

9. その他必要な事項

- (1) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (3) 最低制限価格は設定しない。
- (4) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

10. 本件に関する質問・回答

質疑については、質疑書により行う。質疑事項がなければ提出は不要。なお、簡易な質問であれば電話でも受け付ける。

- (1) 提出期間 公告の日から令和2年10月1日まで。
- (2) 提出場所 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1
沖縄県立博物館・美術館 博物館班 (担当：菊川)
TEL：098-851-5401 FAX:098-941-3650
E-mail kikukaak@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 質疑書の提出方法
FAX 及び電子メールによる。提出期間を過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。
- (4) 回答方法 参加資格者に電子メールで回答するとともに、県ホームページで回答内容を公表する。